

歯科に係る厚生労働大臣の定める揭示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
2. 明細書発行体制について
医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください。
3. 当院は中国厚生局長に下記の届出を行っております。

- ・歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準
- ・レーザー機器加算
- ・在宅療養支援歯科診療所 2
- ・口腔粘膜処置
- ・CAD/CAM冠
- ・歯科治療総合医療管理料Ⅰ及びⅡ
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・在宅歯科医療推進加算
- ・歯周組織再生誘導手術
- ・在宅患者歯科治療総合医療管理料
- ・医療 DX 推進体制整備加算

4. 保険外負担については、次のとおりです。

- ・義歯 総義歯(片側) コバルト 105,000 円
- ・義歯 総義歯(片側) チタン 120,000 円
- ・義歯 部分義歯 9～14 欠損 73,500 円
- ・義歯 仮義歯 1～4 歯欠損 8,400 円
- ・義歯 仮義歯 5～9 歯欠損 10,500 円
- ・義歯 仮義歯 10～14 歯欠損 14,700 円
- ・被せ物 Cr(1 歯) ジルコニア 60,000 円
- ・被せ物 Cr(1 歯) e-max 40,000 円
- ・被せ物 Br(3 歯) フルジルコニアBr 150,000 円
- ・被せ物 Br(3 歯) レンジ前装Br 32,000 円
- ・詰め物 In ハイブリッドレンジ 15,000 円
- ・詰め物 e-max 20,000 円
- ・歯ブラシ 110～330 円
- ・歯磨き粉 550～2,200 円